

燕市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の  
基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則  
を定める条例の一部改正について

燕市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法  
律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年燕市条例第27  
号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年3月1日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

燕市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成22年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年法律第40号」の次に「。以下「地域未来投資促進法」という。」を加える。

第3条の表を次のように改める。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び用途地域の指定のない区域	100分の10以上	100分の15以上
乙種区域	工場立地特例対象区域のうち、工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上

附則第2条中「0.15」を「0.1」に、「0.2」を「0.15」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、既存工場等が第3条の表における乙種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、前2項中「0.15」とあるのは「0.1」と、「0.1」とあるのは「0.05」と読み替えるものと

する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。